

平成30年度公定価格(1号)において、教員等の業務負担軽減の観点から、直接契約施設である幼稚園・認定こども園における事務職員の配置を促進。具体的には、定員91人以上の施設に対する追加の事務経費の措置について実際に事務職員を配置していることを要件とする(公定価格告示及び留意事項通知を改正)。

	幼稚園 (1号定員が91人以上)	認定こども園 (1号～3号定員が91人以上)
<p>現行</p> 	<p>基本分単価により措置</p> <p>園長や教員が兼務する等の場合、事務職員の配置は不要</p>	<p>事務職員配置加算により措置</p> <p>園長や教員が兼務する等の場合、事務職員の配置は不要</p>
<p>H30以降</p>	<p>事務職員配置加算(新規)により措置(基本分単価を加算化)</p> <p>加算を取得するには、事務職員の配置が必要</p>	<p>事務職員配置加算により措置(従来から変更なし)</p> <p>加算を取得するには、事務職員の配置が必要</p>